

私立用

課税証明書交付手続きの際に
課税証明書交付申請書と併せて申請窓口にご提出ください。

高等学校等就学支援金制度等の 申請に係る課税証明書について

大阪府では、中学校卒業時の進路選択段階で、国公立高等学校と同様に、私立の高等学校等についても、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するため、国の高等学校等就学支援金と併せて大阪府私立高等学校等授業料支援補助金を交付することにより、私立高等学校等の授業料が無償となるよう支援しています。

本制度の実施にあたっては、経済状況に関する要件の確認として、生徒の保護者等（原則、父母）の課税所得額（課税標準額）等をもとに収入判定を行います。

つきましては、課税（所得）証明書の交付にあたり、下記の課税情報の記載について、ご配慮願います。

(1) 住民税所得課税証明書の交付対象者
生徒の保護者等（原則、父母）

(2) 必要となる課税証明書について

① 課税対象年度

令和3年度（令和2年（2020年）1月1日～12月31日までの所得分）課税証明書

② 必要となる市町村民税の課税情報

ア． 課税所得額（課税標準額）

イ． 調整控除の額

【担当・問合せ先】

大阪府 教育庁 私学課

調整支援グループ 授業料等支援担当

電話：06-6944-6956（直通）

様

(名前)

高等学校等就学支援金等に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会のあった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記のとおりです。

____年度（____年分）の所得等

- ・ 課税所得額（課税標準額）【特定個人情報項目コード TK00000200000810】

円

※ 市町村民税に係る課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額等の合計額を記載して下さい。

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

- ・ 調整控除の額【特定個人情報項目コード TK00000200001020（市町村民税_調整控除額）】

円

※ 市町村民税相当分

日付 令和____年____月____日

市区町村名 _____

担当部局課名 _____

公印